

調達管理番号・案件名

24a00911\_タイ国地方レベルの統合中小企業支援(RISMEP)を活用したタイランド4.0のための中小企業スマートファクトリープロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月24日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第3条2.(1)	「LIPE研修は、例年1～3月の間で2回(1回当たり15名程度)しか実施されていない。」とあるが、これはDivision of Innovation and Industrial Technology Development(DIIT)が実施しているトレーニングを指しているか。Thai-German Institute(TGI)とSumipol Institute of Manufacturing Technology Center(SIMTEC)が実施しているトレーニングはこれ以外で実施されているという理解でよいか。	はい、LIPE研修はDivision of Innovation and Industrial Technology Development(DIIT)が管轄し、実施しています。一方、Thai-German Institute(TGI)とSumipol Institute of Manufacturing Technology Center(SIMTEC)は、LIPE研修とは別にスマートファクトリー関連の研修を行っています。
2	10	第3条2.(2)	サポートチームについては「メンバーについては、工業省産業振興局(DIPROM)産業ビジネス能力開発部(DBCD)がプロジェクト開始前及びプロジェクト期間中に候補者の選定を行う」とあり、一方で「活動1～3:RISMEPメカニズムによるサポートチームを結成する。」とあるが専門家チームがメンバー選定にも関与できる、と考えるとよいか？	詳細計画策定調査時にDBCDとJICAはMMにて、「DBCDがプロジェクト開始前およびプロジェクト期間中にサポートチームのメンバー候補を選定し、進捗状況を共有すること」に合意しております。これに基づき、DBCDが主体となってサポートチームのメンバー選定を行います。専門家チームは、この選定プロセスに対して助言やサポートする形で関与することが可能です。
3	10	第3条2.(2)	「選定されたSMEsが研修に参加するための資金、研修後の自社への適用に必要な予算助成スキームや技術支援スキームの情報収集、活用に関するSMEsについて助言する」とあるが、SMEsが研修に参加する費用は本プロジェクトでは積算しないという理解で合っているか？	選定されたSMEsの研修受講費は本プロジェクトにおいて積算に含まれます。ただし、研修受講費以外の費用(対象地域からバンコクまでの交通費・日当・宿泊費)に関しては積算対象外とします。そのため、SMEsが研修に参加する際の費用は、「研修受講費 × 研修想定回数 × 参加想定人数」で積算いただけますようお願いいたします。なお、一人当たりの研修受講費につきましては、約5万円として積算してください(質問15の回答をご参照ください)。
4	12	第3条2.(9)	予算配分について、サポートチームが研修およびプロジェクト活動に参加するための費用についてはDBCDが必要な予算を確保することに合意したとあるが、スマートファクトリー研修に参加する企業(SME)の参加費(旅費・交通費)はどのように扱うべきか？	質問3の回答のとおりです。

5	13	第4条2.(1)②	活動1-2,1-4,1-5に記述されている「評価ツール」について、活動1-4には「評価ツールを使用して、研修参加対象候補となるSMEを特定する」とあるが、企業訪問前に一般情報から評価するものを想定しているか。または企業訪問時に現場の情報を入力して評価するものを想定しているか。	企業訪問時に、現場の情報を入力し、LIPEやスマートファクトリーに係る研修に参加するための準備状況を評価するものを想定しております。
6	14	第4条 業務の内容 2.③成果2に関わる活動 活動2-2 および第6条 再委託	ナレッジ・マネジメント・プラットフォームの構築を支援(プラットフォームの要件定義や維持管理体制の整備支援)とある一方、再委託契約の仕様には「サポートチームのための技術アドバイス用オンラインプラットフォームの構築をおこなうためのツール。」との記載がありますが、再委託により構築するのはC/Pがプラットフォームを構築するためのツール構築・提供であり、プラットフォーム構築自体ではない、ということでしょうか。	大変失礼いたしました。ご理解のとおり、再委託により構築するのはC/Pがプラットフォームを構築するためのツール構築・提供であり、プラットフォーム構築自体ではありません。
7	14	第4条2.(1)③	活動2-1において、「必要に応じて、個人コンサルタントの応報サービスに対して報酬枠組みを検討する」ということだが、活動2-3におけるハンズオン相談・コンサルティングに関してはSPの謝金は本プロジェクトに計上することを想定しているか。それともSMEが支払うことを想定しているか。	研修を修了したSMEsに対するハンズオン相談・コンサルティングにかかるSPの謝金は本プロジェクトに計上することを想定しております。
8	15	第4条2.(1)③	現地研修の想定規模として①サポートチーム研修と②スマートファクトリーに係る研修、それぞれ記載があるが、ここに記載がある回数3回というのはプロジェクト全体を通しての数字か？または年間か？	プロジェクト全体を通しての数字を記載しております。
9	15	第4条2.(1)③	①の研修参加者は10名前後とあるが、各地域から10名程度という理解でよいか。また、バンコク首都圏における集合研修とし、3県からの参加者をまとめて研修する場合は、1回の開催でよいか。	はい、各地域(チェンマイ、コンケン、スラータニー)からそれぞれ約10名、合計で約30名の参加を想定しています。3県からの参加者をまとめてバンコク首都圏で研修を行う場合、1回の開催で問題ありません。
10	15	第4条2.(1)③	②の研修参加者は約10名/回、また各対象地域少なくとも1回での実施と理解するが、一方でP13~14の「研修を実施するSMEの企業数(研修人数)」は各対象地域30~40人程度となっているため、対象人数は10名なのか、30~40名程度なのかをご教示頂きたい。	各地域において、1回の研修には約10名の参加者を予定しており、これを3回実施することで、合計30~40名程度の参加を想定しています。

11	15	第4条2.(1)③	現地研修(①と②の研修ともに)について、実施場所が「バンコク首都圏+地方都市」とあるが、基本的にバンコクまたは地方都市での開催どちらを想定しているのか？バンコクでの開催を想定しているならば、に地方都市からの参加者は対面での参加を想定しているのか？それともオンラインでの参加を想定しているのか？	基本的には、研修機材が設置されているバンコクでの対面参加を想定しております。
12	19	ソフトウェア開発	ソフトウェアについては、Google DriveやGoogle Formなどの既存サービスを利用した提案も許容されるでしょうか。また、本ソフトウェア開発が評価に占める割合はどの程度が可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	はい、Google DriveやGoogle Formなどの既存サービスを利用した提案も許容されます。具体的にソフトウェア開発が評価に占める割合については回答できかねます。
13	19	第6条 脚注	「個人システムプロバイダー(SP)」とあるが個人サービスプロバイダー(SP)という理解でよいか？	はい、ご指摘のとおり、「個人サービスプロバイダー(SP)」が正しい表記です。誤記があり、大変失礼いたしました。ここに訂正してお詫び申し上げます。
14	23	(7)投入 1) ② (b)	「(必要に応じて、)プロジェクト実施中に結成されたサポートチームメンバーの謝金」とあるが、基準とすべき単価基準はあるか。例)JICAタイ基準、過去の研修実施時の実績等	2024年2月の事務所で行った調査より、ローカルコンサルタントにかかる推定コスト(THB 8,000/人・日)を参考にしました。したがって、サポートチームのメンバー謝金につきましては、約4~5万円で積算いただきますようお願いいたします。
15	23	(7)投入 1) ② (c)	「サポートチームメンバーがサポートチームメンバーがLIPE および他のスマートファクトリーにかかる研修に参加するための研修費」とあるが、LIPEの研修について金額は幾らで積算するべきであるか。	2024年2月の事務所で行った調査により、LIPEの研修受講費THB 9,500を参考にしました。したがって、研修受講費につきましては、約5万円で積算いただきますようお願いいたします。

16	23	(7)投入 1) ② (c)	「研修費」とは、下段「2)タイ側、②現地費用の負担、(c)タイ国内でのセミナー、ワークショップ、研修、会議費用」に該当する費用の一部をサポートするという理解で良いか。	「研修費」は、サポートチームや選定されたSMEsの研修受講費のみ(対象地域からバンコクまでの交通費・日当・宿泊費は含まれない)を想定しております。
17	25	案件概要表	【モデル1】LIPEまたは他のスマートファクトリーにかかる研修の参加候補SMEのための事前プログラムの策定における「事前プログラム」は活動1-1～1-6の全体を指していることでよいか。	はい、活動1-1～1-6の全体を示しております。
18	33	第3章 2. (2)1)	「R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください」とあるが、R/Dに特に記載がないと見受けられるが、どのような専門分野になるか。	大変失礼いたしました。当該記載については誤りでしたので、ご放念ください。

以上